

グローバル知財・独禁訴訟における損害立証 ～日米訴訟の傾向と専門家の活用方法～

～ 近時、重要性が高まる損害立証、損害分析について

体系的かつ平易に解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2015年 6月 1日(月) 13:30～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《開催にあたって》

従来、我が国における知財訴訟は比較的小型の案件が多く、損害賠償額も1億円以下のケースがほとんどでしたが、近年、我が国企業が米国の知財訴訟(パテントローラーが関わる訴訟を含む)に巻き込まれるケースや、営業秘密をめぐる高額訴訟の増加等の理由によって、知財訴訟における損害立証の重要性が増加しています。また、国際カルテル等独禁法上の行為や製造物責任に関わる民事訴訟も今後増加しつつあり、企業経営に多大な影響を与える例も見られます。本セミナーにおいては、企業経営者、知財部門・法務部門担当者、弁護士等を対象に、我が国企業が当事者となる知財訴訟の最近の傾向について解説するとともに、講師が実際に関与した事例における経験を踏まえ、損害分析の基本的な理論と手法を紹介し、訴訟マネージメントの参考としていただきます。

講師 アリックスパートナーズ エグゼクティブディレクター 池谷誠 氏



アリックスパートナーズにおいて金融・商事訴訟、知的財産訴訟や係争などにおける専門家(エコノミスト)として訴訟支援プラクティスを統括、多くの著名事件において裁判所への意見書提出や経済分析を通じた助言を提供している。その他、株式及びデリバティブ、無形資産の価値算定、グループ内移転価格に係るアドバイザリなど多様な経済分析サービスを提供している。論文として「営業秘密漏えいにおける損害の評価」ビジネス法務2015年3月号(共著)、「知財訴訟における損害の分析方法-アップル・サムスン訴訟を題材に」ビジネス法務2012年12月号など。

《申込書送付先》 FAX▶ 03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

151363-0303 (※) グローバル知財・独禁訴訟における損害立証

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

・プログラム・

1. 日米における知財訴訟の傾向
2. 訴訟外交渉・仲裁による解決
3. 我が国知財法制における損害推定規定
4. 米国法の下での損害
5. 自社の逸失利益の推定
 - (1) 侵害がなかった場合のシナリオ
 - (2) 販売数量への影響
 - (3) 価格への影響(市場の競争状況への影響)
 - (4) コストへの影響(限界費用の検討)
6. 侵害者の利益の推定
 - (1) 限界利益の検討
7. 実施料相当の推定
 - (1) ベンチマーク分析
 - (2) ロイヤルティベースの検討
8. 独禁法上の行為に係る損害分析
 - (1) カルテル行為に係る損害
 - (2) 優越的地位濫用に係る損害
9. ケーススタディ
 - (1) 従業員発明特許訴訟の例
 - (2) コンシューマーエレクトロニクス製品の事例
 - (3) 営業秘密をめぐる事例(米国)
10. 専門家(damage expert)の活用方法
 - (1) コンサルタント(consultant expert)と証言専門家(testifying expert)
 - (2) ディスカバリーをめぐる論点

※公認会計士・税理士・コンサルタント等、講師とご同業の方のお申し込みはお断り致します。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。